

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">香川県立中央病院治験審査委員会規程 前略</p> <p>(構成)</p> <p>第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。</p> <p>2 委員長は、香川県立中央病院運営委員会規程第5条の規定により選任された者をもって充て、副委員長は、委員の互選により1人を決定する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもって充て、院長が任命又は委嘱する。ただし、前項に定める委員長が次の各号に掲げる職に該当する場合は、当該職の委員を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 事務局長 医事課長</p> <p>(2) 副院長、院長補佐、主任部長、部長のうち、内科系医師及び外科系医師から各2人</p> <p>(3) 中央検査部長</p> <p>(4) 薬剤部長</p> <p>(5) 看護部長</p> <p>(6) 当院又は院長と利害関係を有していない者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">香川県立中央病院治験審査委員会規程 前略</p> <p>(構成)</p> <p>第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。</p> <p>2 委員長は、香川県立中央病院運営委員会規程第5条の規定により選任された者をもって充て、副委員長は、委員の互選により1人を決定する。</p> <p>3 委員は、次に掲げる者をもって充て、院長が任命又は委嘱する。ただし、前項に定める委員長が次の各号に掲げる職に該当する場合は、当該職の委員を兼ねるものとする。</p> <p>(1) 事務局長 医事課長</p> <p>(2) 副院長、院長補佐、主任部長、部長等のうち、内科系医師及び外科系医師から各2人</p> <p>(3) 中央検査部長</p> <p>(4) 薬剤部長</p> <p>(5) 看護部長</p> <p>(6) 当院又は院長と利害関係を有していない者</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。</p> <p style="text-align: center;">以下略</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</u></p> |